



東地申第1号

11月12日 第1回交渉 その3

「JR東労組東京地本第36回定期大会及び 支部大会発言」に基づく申し入れ

主な議論（続き）

組合

大崎運輸区では助役が、3ヶ月の間に職場の10%程度の運転士のみを対象に、60回にも及ぶ添乗を行っている。さらに、その添乗時に「組合役員をやっているのか」「分会旅行には行ったのか」「総対話行動には参加したのか」といった組合活動への支配介入、乗務員へのパワーハラスメントを行っている。

添乗の回数に異質さは感じない。必要な添乗指導をしている。添乗は事故防止、安全・運転操縦の向上等を目的としている。個人把握のために様々な会話をする。コミュニケーションの一環である。一断面だけでは、運転と関係ないが、支配介入かは判断できない。

会社

組合

不規則な勤務の乗務員、特定の乗務員への添乗回数としては異常である。支社としては、そういった添乗を容認するのか。添乗の目的は安全レベルの向上である。添乗中にする必要のない会話である。乗務員室という密室で、運転中にもかかわらず圧に耐えられないとまで言っている。明らかな支配介入であり、支社として直ちに止めるよう指導すべきだ。

把握していないので言い難い。コミュニケーションの一環での会話ではあり得る。

会社

**止めるよう指導するどころか
支社が容認の姿勢！**

組合

添乗の目的とも異なる。また、労組法上も問題である。支社が「コミュニケーションの一環ではあり得る」というのは、絶対に認められない！まさに不当労働行為だ！添乗中の労働組合への支配介入＝不当労働行為を直ちに止めるべきだ！

安全にも直結する大問題だ！

添乗の目的から逸れるような会話はしないよう、指導していく。きちんと調査し、指導していく。

会社

第三者機関の活用、

あらゆる手段で解決をめざすことを通告！

その4へ続く